



ごあいさつ

会長 吉田徳蔵



このたびの定時総会におきまして、はからずも会長の要職に選任されまして、その任務の重責に身の引締まる思いであります。このうえは、微力ながら会員皆様方のご支援をいただき、誠心誠意全力をもって努力いたす所存であります。

現在、行政書士を取り巻く環境は、いつになく厳しいものがありますが、特に職域の確保、拡大に向けた取り組みは緊急の課題であり、将来の礎すえともなる重要事項でありますので、全会員の英知を結集して前進しなければならないものと思っております。

また一方、会務の運営に当っては、会員の融和を基本として、協調姿勢と積極的な対話に心がけ、会員の信頼と要望に副えるような組織体制をめざすことが肝要かと思います。

何卒この行政書士業界発展のため、従来にも増して、ご指導とご支援を賜わりますよう切にお願いいたします。

最後に会員皆様のますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

功績会員表彰

おめでとうございました

栗原 春樹（金沢支部）金沢市広坂1丁目4番12号
 平元 孝一（）松任市石同新町288
 北川 喜一（）金沢市東蚊爪町2-4-2
 伊藤鍊二郎（）天神町2丁目13番10号
 山岸 貞司（）泉野町5丁目11番9号
 湯村 広行（）石川郡鶴来町坂尻町口16
 増村 有（）金沢市清川町9番9号
 宮岸 哲（）木越1丁目245番地
 勘田 信（小松支部）能美郡根上町字浜カ224の1
 高岡 清（）小松市園町ホ159番地1

高川 彪（小松支部）	小松市小馬出町35-5
西田 広人（）	小馬出町29
川上 繁（）	京町95
中川 耕（加賀支部）	江沼郡山中町南町口74の1
林 清之（）	加賀市片山津町オ40番地2
山下 岩雄（）	大聖寺南町ニ57-4
袋井 辰雄（七尾支部）	鹿島郡鹿島町井田3部20番地2
黒崎 彬（）	七尾市藤橋町戌部16番地1
今川 和夫（）	羽咋市南中央町キ部106番地14
道下 久作（輪島支部）	輪島市粟蔵ニ部72
岸 弘（珠洲支部）	珠洲市正院町19部55
濱田 政治（）	珠洲市飯田町12部6番1号地
濱田 博司（）	珠洲郡内浦町字松波14字65-8

昭和63年度 定時総会終る —新会長に吉田徳蔵氏—

去る5月25日(水)午後1時から、石川県郷友会館ホールで、昭和63年度定時総会が開かれた。

この日来賓として、津田石川県総務課長、吉田同課法規係長、兼子日行連副会長、北村石川県司法書士会副会長、岡澤石川県社会保険労務士会会长の臨席を得て、会員175名(内委任状108名)の出席で開催された。

総会は、午後1時10分、舟元副会長が司会者として開会を告げ、来賓紹介、山本会長の挨拶のあと、本会顕彰規則にもとづき、20年以上会員として、本会の発展に貢献した会員(前頁のとおり)23名を表彰した。つづいて来賓を代表されて津田石川県総務課長、兼子日行連副会長から祝辞を賜わり、司会者から祝電披露があり、議長に茅野勇平氏(金沢支部)を選任し、議事録署名人に西一高氏、堂口喜明氏を指名し議事に入った。

第1号議案、第2号議案を同時審議中、緊急動議で、山本会長の解任動議が提案あり、この動議が採択され、解任の賛否は、無記名投票によって行なわれ、開票の結果は、解任

賛成65票、解任反対14票(ほかに棄権1票)となり、解任賛成票が出席会員の3分の2以上の多数となって、山本吉雄氏は、会長職を解任された。

つづいて、新会長を、前会長の残任期間の1年間として、現副会長吉田徳蔵氏を推せんし、吉田徳蔵氏から就任承諾の挨拶があり、会長に選任された。このあと、5議案が可決され、舟元副会長の閉会の辞で総会は終った。

可決された議件は次のとおり

- ▽ 第1号議案 昭和62年度事業報告
- ▽ 第2号議案 昭和62年度決算報告並びに承認について
- ▽ 第3号議案 昭和63年度事業計画(案)承認について
- ▽ 第4号議案 昭和63年度予算(案)の承認について
- ▽ 第5号議案 会則の変更について
(附記)

会則の変更は、昭和63年6月24日付で石川県知事から認可され、同日施行された。

昭和63年度スローガン (日行連)

- 国民の信頼に応え社会に貢献する行政書士をめざそう
- 会員の総力を結集し代理権の法制化を実現しよう
- 行政書士制度を破壊する道路運送車両法の改正を阻止しよう
- にせ行政書士を排除し国民の利益を守ろう

定時総会後の初理事会開催

6月9日午後1時から、本会事務室において本年度第2回理事会が開催され、会長、副会長、理事の15人が出席し、吉田会長のあいさつ後審議に入り、次の事項を協議し承認された。

第1号議案 今後の事業運営について

(1) 支部長会議の開催

支部との連携を密にして業務の拡充と組織体制の充実を図るため、6月29日支部長会を開催することとする。

(2) 研修会の実施

実施の時期、科目は業務指導部において検討することとする。

(3) 業務担当部長、部員の補充

(イ) 業務指導部長の伊藤真作氏の辞任による後任に山口富雄氏を選任。

(ロ) 監察部長の荒井栄松氏の辞任による後任に道下久作氏を選任。

(ハ) 業務指導部の拡充を図るために、部員を増やし、理事以外の者も加えることとする。

支部長会議開催

支部長会長に日吉金沢支部長選任

6月29日午後1時30分から本会事務室で開催された支部長会議は、6支部長全員と本会側では吉田会長以下副会長、担当部長等が出席された。協議事項は、次のとおり。

第1号議案 今後の事業運営について

(1) 支部長会長の選任

金沢支部長の日吉菊二氏を選任

また、現行の車庫証明推進部を廃止し業務指導部に包含させ、同部内に所要の分科会を設けて業務の指導体制を強化することとする。

(4) 各委員の補充

綱紀委員の宮下一男氏（小松）の死去による後任者は、小松支部長からの推せんを待って補充することとする。

第2号議案 その他

(1) 備品の購入

事務用机、ワープロ（リース）の備付け。

(2) 会報の試作（理事提案）

会員の要望に少しでも近づくため、本年度は7月1日付と1月1日付の2回だけ試みに発行することとし、明年度以後については、明年度に改めて検討することとする。

(3) 役員選任規則（理事提案）

会員間の円満を欠き、会の運営上も支障が多いので、これを廃止してはどうかとの提案があったが、慎重を期するため今後検討することとした。

(2) 研修会の実施

全会員が最も出席しやすい時期（7月～8月）どうか。

加賀地区、能登地区に分けて実施するのも一方法である。

(3) 業務研究グループの育成

支部の実情に応じた研究グループを育成する。

(4) 支部提案事項

七尾支部（高位支部長）から提案された事項は、別記のとおり。

以上各項目について全員一致で承認されました。

(別記)

七尾支部提案

(1) 支部長会長の選任について

支部長会長は、各支部長の互選により選任した方がよい。

但し、支部長会長は、本会長、各支部長並びに事務局等と密接な連絡が必要であるため常に連絡可能な位置にある金沢支部長がよい。

(2) 研修会の実施

イ 研修会の実施時期は、月末、年度末を避け、全会員が最もヒマと認められる7～8月の時期を選定して行うべきである。

ロ 会員の中には、公私にわたって多忙な方もおり、旅行時間等半日もかかるような遠隔地の参加は極めて困難な状況と想料されるので、研修範囲を加賀地区、能登地区に分けて実施するのも一方法と考えられる。

(3) 業務研究グループの育成

業務研究グループの育成も必要で主旨には賛成である。

行政書士はプロとして常に研鑽に努めるべきであり、研究グループに依存したような甘い勉強方法ではなく、研究努力の差が本人の成長発展につながると思う。

従って、行政書士が現在、取組んでいる専門分野、将来何れの分野に進出したいのか、各書士の動向を把握したうえ、各専門事務ごとにグループ化を図り、実施要領を定め実施することが望ましい。

安易な取組み方は、今後研究不参加を招き長続きしないから、排除すべきではなか

ろうかと思料する。

当支部でも、研究のあり方については何かと議論され懸案事項の一つになっているが、個人の能力差、経験差等もあり一率普辺的な研修は、効果が少ないのではないかとの話もあり、別紙のとおりの「行政書士アンケート調査表」を作成して受講者のニーズに応じた研修会を実施したい考え方で話し合いを進めているところで、良案があれば教えてほしい。

(4) 支部提案事項

イ 総会運営については、平和裡に運営がなされるべきであり、過去の状況からみて反省すべき点が多く存在すると思料される。

当支部としては、客月21日役員会を召集して、今後の行政書士会並びに支部の運営にあたりどうあるべきか、どう対処すべきかについて協議したところ、「我が国は法治国家であり、法律をよく知っており、遵守すべき立場にある行政書士が法令、会則、諸規程等を尊重した会の運営に配意することが大切である」と満場一致採択され、機会をみて本会に要望された旨決議されたので、今後は法令、会則、諸規程に則った明るい然も平和的協調的な運営をしていただくようお願いしたい。

ロ 行政書士法第1条第1項「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て……業とする」又、同法第1条の2「行政書士は他人の依頼を受け報酬を得て……業とすることができる」とあるが「報酬を得て」を削除するよう法律改正運動を日行連が主体となり政治連盟を通じ国会に請

願すべきであると思料する。

無報酬業務でも継続行為となれば、当然ニセ行政書士行為となり現行の環境衛生同業組合や自販連の行っている業務は

自ら解決されることとなり、会員の擁護上の問題も解消するばかりでなく、縛張争い的な行政書士間のトラブルも発生しない等一石二鳥の効果がある。

上部団体の行事

● 日行連中部地方協議会定時総会

- 愛知会の監察活動の報告 -

6月10日岐阜県可児市において、昭和63年度の定時総会が開かれ、各単位会の会長及び代議員43人が出席し、次の事項が承認された。

第1号議案 昭和62年度事業概要報告

1. 定時総会の開催
2. 役員会の開催（3回）
 - (1) 日行連の最近の動きについて
 - (2) 総会議案の審議
 - (3) 日行連との連絡会議の会場について
 - (4) その他

第2号議案 昭和62年度会計決算報告

総収入額	1,728,408円
総支出額	1,248,998円
差引残高	479,410円

第3号議案 昭和63年度事業計画（案）

1. 行政書士法改正の推進
2. 職域の確保と研究成果の情報交換
3. 業務の改善進歩を図るための相互連絡

第4号議案 昭和63年度会計予算（案）

総収入額	2,160,000円
総支出額	2,160,000円

意見交換

愛知会提出

1. 監察活動の強化と徹底的追及調査
違反者に対し、警告文、注意文書を発

送し、違反行為の停止を勧告すると共に、特に悪質と認められる者には、徹底的に追及調査を実施している。

2. 建設業協同組合の例

- (1) 同組合は、毎年数10件の建設業の許可、更新等の申請手続きを行っていることがわかったので、再三警告書を発送して違反行為の即時停止を求めると共に、依頼建設業者に対し、申請書類の依頼内容の調査を目的とするアンケートを往復はがきにより実施した。
- (2) このアンケート実施によって、昭和59年2月同組合代理人弁護士から行政書士会長あてに次のような文書が内容証明郵便で送られてきた。

「同組合の行っている建設業許可申請関係業務の書類作成及び申請手続代行は、中小企業等協同組合法に基づき定められた定款の事業目的に従って行われているので、正当な組合業務の範囲内であって行政書士法違反に当らない。」

- (3) 行政書士会は、直ちに同組合の登記簿謄本を取り寄せ調べたところ、事業目的中に「組合員に対し、官公庁に対する提出書類等関係書類の諸手続指導及び代行」が記載されており、このまま設立認可されていることが判明した。

(4) 行政書士会は、県文書課長及び県商工金融課長を訪問し、上記の事実を報告し強くその是正を求めると共に、同組合理事長をも訪問し懇談した結果、組合側も軟化し、所要の改善を約束した。

(5) しかしながら、その後の監察活動によれば再度同組合の違反事実が判明したので、昭和63年1月県商工金融課長にこの事実を報告し、是正を強く要請したところ、同課長は同組合に対し行政指導を行い、上記の(3)記載の「及び代行」を削除するよう要請され、同組合は、本年5月の定期総会において定款変更を行なったようである。

(その他)

岐阜会においても、監察活動の結果により、昭和61年12月建設業組合に対し、警告書を内容証明郵便によって送付し、爾後の措置は、ほぼ愛知会の例と同じ。

なお、今後は愛知会、岐阜会、三重会の合同打合会を開催し、監察活動を強化していく予定のようである。

◎ 日行連の定時総会

小沢理事（福島会会長）解任される

6月21日、22日の両日 東京都港区のホテル・パシフィックにおいて、本年度の定時総会が開かれ、全国から単位会の会長、代議員254人が出席し、次の事項が承認可決された。

1. 第1号議案から第5号議案まで
議案内容は「月刊日本行政」の5月号及び6月号に掲載されているとおり。

2. 質問要望事項は、66件あったが、主なものとしては

車庫証明関係 17件

福島会と自販連支部による車庫証明センターの運営に関するものも含む。

行政書士法改正関件 9件

これらの質疑応答の要旨は、「日本行政」の7月号に掲載されると思います。

3. 小沢理事の解任動議

提出議案の審議中に突如として、他県の代議員から小沢理事（福島会会長）の解任の動議が出され、賛成大多数で解任の件は可決された。

訴訟関係

職務執行停止等仮処分申請事件

去る5月25日開催された定時総会において議決された山本吉雄氏の会長解任と吉田徳蔵氏の会長選任を無効として、次の仮処分申請が出されたが、本会としては、総会の議決は適法な手続きによるもので有効であり、この申請の却下を求める準備書面を提出して目下係争中である。

1. 債権者 山本吉雄
2. 債務者 石川県行政書士会
代表者 吉田徳蔵外1名
3. 申請の趣旨 次の裁判を求める。
 - (1) 債務者吉田徳蔵は、本案判決確定まで会長の職務を執行してはならない。
 - (2) 債権者山本吉雄が会長の地位にあることを仮りに定める。
 - (3) 債務者吉田徳蔵は、債権者の会長の職

務執行を妨害してはならない。

4. 審尋年月日 昭和63年6月24日
金沢地方裁判所民事部

5. その他の

上記仮処分に関連して、定時総会決議無効確認事件の訴えが提出されており、第1回の口頭弁論は8月5日と指定されている。

支部だより

● 金沢支部での研究会

金沢支部では、6月18日に建設業関係研究会を、また6月28日には風俗営業関係研究会が市内の全労災会館で開催されました。

出席者は幸いにも会員の4分の1(65名)以上あり、また講師にも恵まれて好評であった。

● 会員の動き

63. 6. 30 現在

〈新入会員〉

63. 5. 2 加賀支部	岡 西 俊 明	加賀市大聖寺仲町15番地1	電話 07617-3-3833
63. 6. 4 七尾支部	本 多 良 秋	羽咋市本町コ122番地1	電話 0767-22-0638
63. 6. 1 金沢支部	宮 本 純 二	松任市徳丸町417番地2	電話 0762-75-8128

〈退会者〉

63. 4. 28 七尾支部	本 多 吉 郎	羽咋市本町コ122番地1
63. 6. 11 金沢支部	新 出 利 晴	金沢市八日市4丁目146-1

事務局だより

○ 原稿のお願い

会報 いしかわ の原稿を募集します。形式は、横書きで1,000字以内にまとめて下さい。

内容は、意見、情報などを主としますが、短歌・俳句・川柳についても大いに歓迎いたします。会員皆様のご提出をお願いします。

○ 会費納入について(お願い)

本年度会費をまだ納入されていない会員は、至急納入して下さるようお願いします。

振込みは、次ぎの口座にお願いします。

口座名 石川県行政書士会
銀行名 北国銀行本多町出張所
口座番号 普通預金 30-008717

編集後記

このたび、会報が発行されることとなりました。今後は、この会報が新しい情報の提供手段となっていくことを目途とし、部員一同、全力を注いでおります。

会報には、多種にわたる記事が必要ありますので、会員の方々のご意見を頂いて、充実した会報にしたいと考えております。ご協力をお願いします。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1. 行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、国民の信頼に応える。
2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会